

外 第三二号

起案

令和四年二月二十六日

上奏  
了解

令和四年二月二十六日

令和年月日

令和年月日

決定

令和

年月日

施行

令和

年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣法制局長官

内閣總務官

大蔵

内閣總務官

金子(恭)国務大臣

後藤国務大臣

岸国務大臣

堀内国務大臣

内閣

古川国務大臣

萩生田国務大臣

小林国務大臣

牧島国務大臣

内閣

林国務大臣

二之湯国務大臣

西銘国務大臣

松野国務大臣

内閣

鈴木国務大臣

山口国務大臣

野田国務大臣

若宮国務大臣

内閣

末松国務大臣

五保

五保

五保

内閣

閣議了解事項

「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係

者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理制度の対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について

（外務・財務・経済産業省）

外総第2056号

令和4年2月26日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

外務大臣 林芳正

財務大臣 鈴木俊一

経済産業大臣 萩生田光一

「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について

標記について、別紙のとおり閣議の了解を求める。

「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について

〔 令和4年2月26日  
閣議了解案 〕

本年2月21日、ロシア連邦はウクライナの領土内の「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）（以下「両「共和国」（自称）」という。）の「独立」を承認する大統領令に署名するとともに、両「共和国」（自称）内においてロシア軍に軍事基地等の建設・使用の権利を与える「友好協力相互支援協定」に署名した。また、22日にはロシア連邦は両「共和国」（自称）との条約の批准、自国領域外での軍隊の使用に関する連邦院決定など、一連

の措置を進めた。さらに、24日にはロシア連邦がウクライナへの軍事行動を開始した。こうした行為はウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、国際法の深刻な違反であり、我が国として看過することはできない。

政府は、このような事態に応じ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外為替及び外國貿易法（昭和24年法律第228号）により、次の措置を講ずることとする。

- (1) 両「共和国」（自称）関係者（別添1）及びロシア連邦の特定銀行（別添2）に対する資産凍結等の措置
- (2) 両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置
- (3) ロシア連邦の政府その他政府機関等（別添3）による新規の証券の発行・流通等の禁止措置
- (4) 我が国における証券の発行等を禁止しているロシア連邦の特定の銀行について、より償還期間の短い証券の発行等を禁止の対象に追加する措置
- (5) 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置

(別添1) 両「共和国」(自称) 関係者として我が国が指定する個人

- 1 ウラジーミル・ビデヨフカ  
Vladimir BIDYOVKA
- 2 オリガ・マケエヴァ  
Olga (Ol'ga) MAKEEVA
- 3 アレクサンドル・アナンченコ  
Alexandr ANANCHENKO
- 4 ウラジーミル・アントノフ  
Vladimir ANTONOV
- 5 タチヤナ・ペレヴェルゼヴァ  
Tatiana (Tatyana) PEREVERZEEVA
- 6 アレクセイ・ディーキー
  - Aleksei (Alexey) DIKIY
- 7 ウラジーミル・パヴレンコ  
Vladimir PAVLENKO
- 8 ナタリア・ニコノロヴァ  
Nataliya NIKONOROVA
- 9 イーゴリ・アンチポフ  
Igor ANTIPOV
- 10 アレクセイ・コストルビツキー
  - Aleksei (Alexey) KOSTRUBITSKY

- 11 ユーリー・シロヴァトコ  
Yuriy (Yurii) SIROVATKO
- 12 レオニード・パセチニク  
Leonid PASECHNIK
- 13 デニス・ミロシュニチエンコ  
Denis (Denys) MIROSHNICHENKO
- 14 ドミトリー・ホロシロフ  
Dmitrii (Dmitry) KHOROSHILOV
- 15 アンドレイ・ソペルニク  
Andrei (Andrey) SOPELNIK
- 16 オレグ・コヴァリ  
Oleg KOVAL
- 17 セルゲイ・コズロフ  
Sergei (Sergey) KOZLOV
- 18 ユーリー・ゴヴトヴィン  
Yuriy (Yuriy) GOVTVIN
- 19 エレーナ・コステンコ  
Elena KOSTENKO
- 20 アンナ・トドローヴア  
Anna TODOROVA
- 21 イーゴリ・コルネット  
Igor KORNET
- 22 エヴゲーニー・カツアヴァロフ  
Evgenii KATCAVALOV

23 ザウル・イスマイロフ  
Zaur ISMAILOV

24 アナトーリー・アントノフ  
Anatolii ANTONOV

(別添2) ロシア連邦の特定銀行として我が国が指定する団  
体

1 バンク・ロシア

Bank Rossiya

(別添3) 証券の発行・流通等の禁止措置の対象として我が  
国が指定するロシア連邦の政府その他政府機関等

1 ロシア連邦の政府

Government of the Russian Federation

2 ロシア連邦の政府機関

Government Agencies of the Russian Federation

3 ロシア連邦中央銀行

Central Bank of the Russian Federation

## 説明書

- 1 我が国は、平成26年3月のクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市（以下「クリミア等」という。）のロシア連邦への「併合」を始めとするロシア連邦によるウクライナの主権及び領土一体性を侵害する動きが継続していることを深刻に懸念している。
- 2 我が国は、クリミア等の「併合」を始めとするロシア連邦の力による現状変更の試みを断じて認めないとの原則的立場に立脚し、G7の連帶を重視して対応してきた。
- 3 本年2月21日、ロシア連邦は「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）（以下「両「共和国」（自称）」という。）の「独立」を承認する大統領令に署名するとともに、両「共和国」（自称）内においてロシア軍に軍事基地等の建設・使用の権利を与える「友好協力相互支援協定」に署名した。また、22日にはロシア連邦は両「共和国」（自称）との条約の批准、自国領域外での軍隊の使用に関する連邦院決定など、一連の措置を進めた。さらに、24日にはロシア連邦がウクライナへの軍事行動を開始した。こうした行為は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、国際法の深刻な違反であり、我が国として看過することはできない。

4 このような事態に応じ、我が国としてG7等主要国が講じた措置の内容を踏まえ、措置を講じることが必要と考えられるので、これにつき閣議の了解を求めるものである。